

子どもの心身の健康に関する学校危機を未然防止する取組

学籍番号 199207

氏名 木村 理恵
主指導教員 平井 美幸

第1章 緒言

学校は、子ども達の命を守る安心・安全な場所でなければならない。しかし現状は、子ども達の命や安心・安全を脅かす、さまざまな危機が発生している。そのような危機に備えて、学校においては、適切かつ確実な危機管理体制の確立が求められている。養護教諭は発生した事象への対処は、すべての教職員と連携、協力して適切に行うことが必要だと考えている。そのため、養護教諭が対処の中で感じた危機感を他の教職員へ伝え、校内組織体制としての対処に繋ごうとした。しかし、そのことが困難な状況があるため、その要因が何であるかを明らかにしたいと考えた。

そこで本実践課題研究では、養護教諭が保健室での支援及び学校における教育活動全体を通して、「子どもの心身の健康に関する学校危機」の存在や、潜在的な援助ニーズがあったことに気づき、学校危機を未然に防止する養護教諭の視点や思考過程に基づいて行った養護実践を明らかにすることを目的として推進することにした。

第2章 潜在化する子どもの心身の健康に関する学校危機に関する事例検討

A校において発生した事象の検討より、潜在化する子どもの心身の健康に関する学校危機について明らかにすることを目的とした。事例の検討は、事例発生に至る概要および事例が発生した教育活動の実施状況を実施前と実施中に分けて行った。それにより①子どもの個別、②子ども集団の心身の健康に関する学校危機に陥る状況が露呈し、子どもの命に危険があったことや教員への信頼失墜・学校不信といった学校危機に陥る状況があった。このことから、潜在的な子どもの援助ニーズすなわち潜在的な心身の健康に関する学校危機の確認と、その子どもの援助ニーズと教育課題に関連があったことの示唆を得た。

第3章 文献からみた子どもの心身の健康に関する学校危機

文献の検討により「子どもの心身の健康に関する学校危機」についての操作的定義を行うことと、「潜在的な子どもの心身の健康に関する学校危機を未然防止する考え方」を明らかにすることを目的とした。その中より、「子どもの心身の健康に関する学校危機」とは、「学校において生じた、子どもの身体的・精神的・社会的側面が安寧で、かつ、調和がとれ、健やかな発育をもたらす状態を脅かす出来事」と操作的定義の明示と、「潜在的な子どもの心

身の健康に関する学校危機を未然防止する」とは「はっきりとあらわれて存在する顕在化されていない子どもの心身の健康に関する学校危機を未然に防ぐこと」との示唆を得た。

第4章 子どもの心身の健康に関する学校危機を未然防止するための組織整備

子どもの心身の健康に関する学校危機を未然防止するための組織整備について、A校に応じた組織体制の整備を管理職に働きかけた養護実践を明らかにすることを目的とした。そして、校務分掌である健康教育部の設置とその運用までの3年に渡る養護教諭の実践は、子どもの心身の健康に関する学校危機を未然に防止するための組織整備について提案し、A校に応じた組織体制の整備を管理職へ働きかけるという一連のプロセスであったことの示唆を得た。

第5章 子どもの心身の健康に関する学校危機を未然防止するための養護実践

A校において発生した事象について、養護教諭が「子どもの心身の健康に関する学校危機」と捉える事例を見出し、その事例における学校危機を未然防止する養護実践を明らかにすることを目的とした。そして、これらのエピソードからは、子どもの健康状態の管理や学校環境衛生に関する危機が潜在化していたと考えられ、養護教諭の思考に基づいた対処により、それらの子どもの心身の健康に関する学校危機が未然防止される養護実践があるとの示唆を得た。

第6章 成果及び課題

本実践課題研究では、学校の危機は多岐にわたり、その危機管理においては未然防止が重要であること、また潜在危険という存在があることがわかった。それにより、これまで養護教諭がA校において行ってきた対処は、潜在的な援助ニーズへの気づきから、潜在的な学校危機を未然防止するための養護実践であったことが明らかとなった。しかし、養護教諭の思考過程における対処にとどまっており、校内組織体制として未然防止の対処とはなっていないことは今後取り組むべき課題である。

第7章 結論

学校における円滑な教育活動を実施するためには、子ども達の命や健康、安全を脅かす学校危機を未然防止することが重要である。そのため本実践課題研究において、養護教諭が保健室での支援及び学校における教育活動全体を通して子どもの心身の健康に関する学校危機の存在や潜在的な援助ニーズに気づき、それを未然防止するための養護実践をしている実践的知見を得たといえる。この知見は、他校における養護実践の参考となり、学校において教職員が組織として学校危機の未然防止に取り組むことに活用可能性があるといえよう。